

キャッシュレス決済対応POSレジ導入仕様書

1 件名

大東市キャッシュレス決済対応POSレジ導入事業

- (1) 指定納付受託業務
- (2) キャッシュレス決済端末、同端末に連動するPOSレジ等の必要機器一式の調達及び設置並びに設定登録
- (3) 操作等研修の実施
- (4) 業務に必要なマニュアル等の提供
- (5) 運用保守

2 調達目的

市民生活において、キャッシュレス決済の普及が進んでいる昨今の状況に対応するため、本市における手数料等の収納を取り扱う窓口に、キャッシュレス決済対応POSレジを設置する。これにより、多様な決済手段を円滑に利用できる環境を整え、市民の利便性向上を図るとともに、POSレジシステムを利用した集計管理を行って、収納業務の効率化を図ることを目的とする。

3 納入期限、契約期間等

- (1) 機器等納入期限（操作研修含む）

契約締結日から令和6年12月13日まで

- (2) 指定納付受託業務

令和6年12月16日～令和10年12月15日（48か月）

- (3) キャッシュレス決済端末の賃貸借期間（運用保守等含む）

令和6年12月16日～令和10年12月15日（48か月）

- (4) POSレジ等の賃貸借期間（運用保守等含む）

令和6年12月16日～令和10年12月15日（48か月）

4 納入場所

大東市役所1階市民課

5 納入機器

納入機器については、新品未使用であること。

調達機器	台数
POSレジ端末	2台
セカンドディスプレイ	
レシートプリンター	
自動紙幣釣銭機	
自動硬貨釣銭機	
キャッシュレス決済端末	

(1) 機器サイズ

① POSレジ本体、自動釣銭機サイズについては下記のサイズ以下とする。

POSレジ本体：W360×D280×H420

自動釣銭機：W500×D530×H155（紙幣釣銭機・硬貨釣銭機を横に並べた状態）

② ディスプレイについては下記のサイズとする。

POSレジディスプレイ：12インチ

セカンドディスプレイ：12インチ

(2) POSレジ用タッチパネル対応端末

① 本体ストレージが128GB以上であること。

② キャッシュレス決済端末とデータ連携が可能であること。

③ キーボードレスであること。

(3) POSレジアプリケーション

① POSレジ用タッチパネル対応端末に適合し、動作保証されていること。

② 現金決済及びキャッシュレス決済の双方に対応すること。

③ POSシステム機能、各種集計機能及びデータの蓄積機能を有すること。

④ 収納状況が記録できる電子ジャーナルの機能が備わっていること。

⑤ キャッシュレス決済端末と連動し、複数回の金額入力が不要であること。

⑥ 現金決済時に領収書、キャッシュレス決済時に利用明細書（以下合わせて「レシート」という。）が発行されること。

⑦ 発行されるレシートは、インボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応していること。

⑧ 取り扱う収納金の区分設定、文言の追加、削除が容易にできる機能を有すること。

⑨ USBメモリ等の一般的な記録媒体で、データの取出しができること。

⑩ 決済誤り等の発生時に、取消及び返金処理が容易に行えること。

⑪ 1営業日内において、レジ締め回数に制限がないこと。

⑫ ジャーナルデータは7年間分保管が可能であること。

⑬ 通信障害、システム障害等によるオフライン時にも、レジ処理が可能であること。この場合の会計データは、障害に対応する機能を有すること。

(4) レシートプリンター

① 現金決済、キャッシュレス決済にかかわらず、レシートの発行が可能であること。

② レシートには任意の文字、証明書の種類等の印字が可能であり、容易に設定変更できること。

③ POSレジとは分離式であること。

④ レシート用紙の交換補充等が容易で、随時可能であること。

⑤ オートカット機能を有すること。

⑥ 納品時に、レジ1台につきレシート用紙5個を付属すること。

⑦ 将来的な電子レシートシステムに対応できること。

(5) セカンドディスプレイ

① 金額等を表示できる機能を有すること。

(6) 自動釣札釣銭機

① 最大収納容量について、紙幣は、一万円札及び五千円札が各100枚以上、千円札が200枚以上とし、二千円札は枚数を規定せず、収納できればよいものとする。硬貨は、全6種（500・100・50・10・5・

- 1) 各100枚以上であること。
- ② 金種、金額等をPOSレジから指定して、任意に取出しが可能であること。
- ③ 金種別の枚数を任意にPOSレジで確認できること。
- ④ 釣札及び釣銭の取り忘れを防止するための機能を有すること。
- ⑤ 令和6年7月からの新紙幣及びそれ以前の旧紙幣に対応していること。

また、貨幣については、新旧の500円硬貨に対応していること。

- ⑥ 新たな紙幣及び硬貨が発行された場合、対応可能であること。
- ⑦ 紙幣及び硬貨の一括投入と自動仕分け機能を有すること。
- ⑧ 紙幣及び硬貨の自動払い出しの機能を有すること。
- ⑨ 自動釣札釣銭機内の金種別の集計機能を有すること。
- ⑩ 識別不能な紙幣及び硬貨は入出金口に返却されること。
- ⑪ 紙幣4種（万・五千・二千・千）を仕分けて収納できること。
- ⑫ 硬貨6種（500・100・50・10・5・1）を仕分けて収納できること。
- ⑬ ドロワーのロックは、POSと連動して行えること。
- ⑭ 手動でドロワーを開く機能を有すること。

(7) キャッシュレス決済端末

- ① POSレジと連動する機能を有すること。
- ② PCI DSSの最新の基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
- ③ 認証時等におけるカード情報や決済情報の通信は、暗号化される仕組みとすること。
- ④ 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- ⑤ カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- ⑥ キャッシュレス決済時にレシートを発行する機能を有すること。
- ⑦ レシート用紙の交換補充等が容易で、随時可能であること。
- ⑧ 金額の入力間違い等による訂正処理が、連動しているPOSレジにて容易に行えること。
- ⑨ 当市回線はセキュリティの都合上使用できないため、インターネット回線を用意すること。

なお、インターネット回線は無線（移動体通信）とし、モバイルルーター、SIMカード等必要な機器も納入すること。また、SIMカード等に月額費用が必要となる場合は、月ごとの請求に含めること。

一括での請求が不可能な場合は、別途契約のうえ、請求すること。

(8) 機器設置用部品及び付属品一式

納入及び運用に必要な機器及び付属品を調達すること。

(9) 現行機器撤去及び廃棄

現在、市民課で使用している券売機について、撤去及び廃棄を行うこと。

6 キャッシュレス決済

- (1) 決済ブランドは、次のものが利用できること。その他のブランドについては、提案によるものとする。

① クレジットカード

「VISA」「Master card」「JCB」

② 電子マネー

「QUICPay」「楽天Edy」「iD」「nanaco」「WAON」「交通系IC9種類」

③ コード決済

「P a y P a y」「楽天P a y」「d払い」「a u P A Y」

- (2) 上記①～③の決済手段による収納金の納付に当たり、収納代行事業者との連携が必要となる場合、当該収納代行事業者を指名すること。ただし、指名可能な事業者は1社に限るものとする。なお、コンソーシアム方式の場合、構成事業者を収納代行事業者に指名することとして差し支えない。
- (3) 決済方法及び決済ブランドの追加、変更等が対応可能であること。
- (4) 紛失カード又は盗難カードの不正利用に対し、十分な防止対策をとっていること。
- (5) 納入義務者等に対して、キャッシュレス決済による納付が可能であることを案内するため、取り扱う決済ブランドのロゴマーク等の掲示物を無償で提供すること。

7 指定納付受託者

- (1) 受注者又は受注者により指名された収納代行事業者は、キャッシュレス決済による納付を行った納入義務者等に代わって当該歳入を本市に納付するため、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による改正後の地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者として、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の5で定める手続きに基づき、本市が指定する。
- (2) 指定納付受託者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2に定める要件に該当する者でなければならない。
- (3) 指定納付受託者から本市への納付事務の取扱いについては、別途契約を締結する。
- (4) 納入義務者等の選択する決済方法は、1回払いのみとすること。
- (5) 指定納付受託者は、全ての決済ブランドを一元的に取りまとめること。
- (6) 決済手数料の料率は提案によるものとし、一括、個別を問わない。
- (7) 収納金は、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日（土日祝日の場合は前営業日）までに本市が指定する口座に納付すること。
- (8) 指定納付受託者から本市への納付方法は、立替払いとし、一括で納付すること。
- (9) 収納金を納付する際の手数料は、指定納付受託者の負担とすること。
- (10) 収納情報データを蓄積し、その内訳を随時、W e b上で確認でき、C S V形式等でダウンロードできること。
- (11) 月ごとの収納金の内訳明細及び決済手数料の明細を入金予定日の5営業日前までに本市に通知又は他の方法で確認できるようにすること。
- (12) 本市が払う決済手数料は、収納金の額に指定納付受託者との間で締結する契約で定める手数料率を乗じた金額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。
- (13) 決済手数料の支払いは、収納金額から決済手数料を相殺することなく、月ごとに指定納付受託者からの請求書に基づき、本市から指定納付受託者に適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に一括で支払うものとする。
- (14) 各決済ブランドの利用について、必要な登録手続を代行すること。
- (15) 指定納付受託業務の対象となる収納金は、次のとおりとする。

戸籍関係	10,900,000円
住民票関係	9,438,450円
印鑑証明	4,658,700円
所得証明	693,900円

諸証明	341,700円
臨時運行許可証	393,750円
合計	26,426,500円

※導入窓口における令和5年度手数料歳入額

8 セットアップ・研修・マニュアル等

- (1) POSレジ及びキャッシュレス決済端末のセットアップ、関連する機器との接続及び動作確認を行った上で引き渡すこと。
- (2) 納品は、大東市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）第2条に規定する市の休日又は平日夜間の納品を原則とする。
- (3) 機器の納入に当たっては、転倒防止対策等、安全面に十分に配慮すること。
- (4) 取り扱う収納金の区分設定は、事前に本市に確認を行った上で、機器ごとに行うこと。
- (5) 運用開始前に機器を利用した操作研修を実施すること。ただし、職員が交代制で参加するため同一のものを最低2回実施するものとする。
- (6) 機器ごとに取扱マニュアルを作成すること。
- (7) 納入機器の障害発生時に想定される不具合の対処方法がわかりやすく記載したトラブル対応マニュアルを機器ごとに作成すること。
- (8) 作成する全てのマニュアルは、紙及び電子データで本市へ納品すること。

9 納入機器等の保守

令和6年度以降に受注者と締結する保守契約の基本事項は、次のとおりとする。

- ① 納入場所の開設時間及びその前後30分は、常時保守体制をとること。
- ② 納入機器の障害や操作方法等に関する問い合わせ窓口を設置すること。
- ③ 納入機器の障害発生時の標準的な復旧時間等をあらかじめ提示し、窓口業務への影響が最小限になるよう迅速に対応すること。
- ④ 納入機器の障害発生時等、保守作業が必要となった場合は、直ちに実施日時、作業手順等を取り決め、迅速に実施すること。
- ⑤ 作成した全てのマニュアルについて変更が生じた際は、新たなマニュアルを作成し提供すること。
- ⑥ 納入機器が通常の利用で故障した場合、納入後6ヶ月間は無償保証とし、本市の窓口業務に支障を来すことがないようにすること。
- ⑦ 納品機器は、少なくとも年1回点検を実施すること。

10 その他

- (1) スケジュール、各種設定内容、操作研修等については、本市と協議の上、決定すること。
- (2) 本仕様書に定める内容及びスケジュールを踏まえ、確実かつ円滑に実施できる体制を整備すること。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市と受注者で協議の上決定すること。